

インターネット上の著作権侵害者に対するスリーストライクルール —諸外国における運用の現状および導入の議論—

1) フランス

- 2009. 5 インターネットにおける創作物の普及・保護促進法 (HADOPI 1) 成立
- 2009. 6 裁判所の判断なくアクセス切断をすることは国民の権利を侵害する恐れがあるとして、違憲決定
- 2009. 9 修正案としてインターネットにおける著作物の刑事上保護法 (HADOPI 2) 成立
- 2010. 1. 1 「三振アウト制」を盛り込んだ HADOPI 2 法施行
しかし 1 年近く制度が運用されず、法の実効性への批判が提起される
- 2010. 10. 1 最初の警告メールが ISP を通じて送信される
- 2010. 10 BVA の調査によると、不法ダウンロード経験者の 53% が法成立後にダウンロードをやめたか、回数が減ったと返答。
- 2010. 12. 権利者団体から HADOPI への通知は 1 日 50000 件を超えてきたが、HADOPI が ISP に送る警告は 1 日 2000 件未満 (施行 2 か月で 10 万件) と、処理能力への不満が高まる。現在 HADOPI からの警告は、3 人の裁判官からなる権利保護委員会 (CPD) パネルとそれを補助する 12 人の専門家の判断を経て ISP に送られている
- 2011. 1. ZDNet. fr の調査によると、わずか 4% のユーザのみが法施行後に不法ダウンロードをやめたと返答。最近のファイル共有者は身元確認が更に難しい Usenet や海外 VPNs 経由の暗号化されたトラフィックに乗り換えているという

2) 韓国

- 改正著作権法 (2009. 7. 23 施行) でいわゆる「三振アウト制」の導入
 - ・警告、削除、伝送中断 (第 133 条の 2 ①)
 - ・反復的な不法複製伝送者に対するアカウント停止 (第 133 条の 2②)
 - ・不法複製物が流通されている掲示板のサービス停止 (第 133 条の 2④)
 - ・著作権委員会の是正勧告 (第 133 条の 3)
- KCC における審査
権利者のモニタリング→侵害通知を KCC へ送付→KCC 内部で通知確認

KCCの委員会で審議(15の委員会・各3人)

委員会でケースごとに可否判断→KCCからOSPへ警告を送付

OSPからKCCへ措置結果の報告

- 韓国著作権委員会(Korea Copyright Commission)の構成(P.4以下を参照)
- 「2010 著作権保護年次報告書」(2010.5)
2009年度の不法コピー市場の規模は約8785億円で、2008年より9.1%減少。
2009年「改正著作権法国民意識調査」によると、不法ダウンロード経験者の45%が、改正法の施行後にダウンロード回数が減少
- 2010.11.9現在、文化体育観光部長官の行政処分で11件、韓国著作権委員会の是正勧告で56件のアカウント停止(ウェブハード上で、営利目的で組織的にファイルを共有するヘヴィーダウンローダーを対象としている。)
- フランスとの違い

3) イギリス

- 2010.4 Digital Economy Act 成立
: 法成立後1年後Ofcomによる評価により、警告システムが効果なければ、侵害者に対するアクセススピード減速、アカウント停止などの措置を裁判所の同意を経てISPに命令できる
- 2010.5 Ofcomが実施細則案を公表。同法上のISPの義務を、上位7社に限定(契約者40万人以下のISPおよびモバイルオペレーターは除外)
- 2010.9 BIS、著作権侵害者への警告書発送費用など関連費用の75%を権利者が、25%をISPが負担すべきと提案(法案が提出されている)
- 2010.11 イギリス大手ISPのTalkTalk代表が総理官邸へ提出した電子請願
: 政府は、「本技術的措置は侵害ユーザのアクセスを制限するものであって、侵害者のインターネットアクセスの切断は含まない」と返答

4) アメリカ

- 2009 AT&TとVerizonの自主的侵害通知
- 2009.11 MPAAが米議会に対して、三振アウト制および不法コンテンツのフィルタリング制導入の考慮を要求する書簡
- 2010.3 AT&Tが政府の介入を要望
- 2010.8 米国商務省長官、「ネット上の反復的著作権侵害を撲滅するためにISPとの連携が必要」と発言
- 2010.9 Suddenlink社が三振アウト制導入(DMCA通知後の6ヶ月間接続切断)

5) ドイツ

- 2009.10.19. ドイツの新連立政権は、著作権を侵害したと疑われるユーザのインターネットアクセスを切断することを可能にする法案に反対する声明を発表

三振アウト制への抵抗

ユーザ側 : 人権制限の懸念

ISP側 : 費用負担の問題

政府側 : 行政/司法の負担問題

韓国改正著作権法および施行令の仮訳資料(関連部分抜粋)

■ 韓国改正著作権法(2009年4月22日公布・7月23日施行)

第112条(韓国著作権委員会の設立)

- ① 著作権および本法により保護される権利に関する事項を審議し、著作権に関する紛争を斡旋・調停し、著作権の保護および公正な利用に必要な事業を遂行するために、韓国著作権委員会を設ける。
- ② 委員会は法人とする。
(以下省略)

第112条の2(委員会の構成)

- ① 委員会は委員長1人、副委員長2人を含む20人以上25人以内の委員で構成する。
- ② 委員は次の各号の者から文化体育館後部長官が委嘱し、委員長と副委員長は委員の中から互選する。この場合長官は、本法により保護される権利の保有者と利用者の利害を反映する委員の数が均衡を保つようにし、分野別の権利者団体または利用者団体などへ委員の推薦を要請することもできる。
 1. 大学や公認された研究機関で副教授以上、またはこれに準ずる職位にいるかいた者で、著作権関連分野を専攻した者
 2. 判事または検事の職にいる者および弁護士の資格を有する者
 3. 4級以上の公務員またはこれに相当する公共機関の職にいるかいた者で、著作権または文化産業分野の実務経験がある者
 4. 著作権または文化産業関連団体の役員の職にいるかいた者
 5. その他、著作権または文化産業関連業に関する経験と学識が豊富な者
- ③ 委員の任期は3年にし、連任できる。(中略)
- ⑤ 委員会の業務を効率的に遂行するために分野別に分科委員会を設けることができる。分科委員会が委員会から委任された事項に関して議決した時には、委員会が議決したものとみなす。

第113条(業務)

委員会は次の各号の業務を遂行する。

1. 紛争の斡旋・調停
(中略)
9. 著作権の侵害等に関する鑑定

10. 第133条の3によるオンラインサービス提供者に対する是正勧告および文化体育観光部長官に対する是正命令の要請 (以下省略)

第122条(経費補助等)

- ① 国家は予算の範囲内で委員会の運営に必要な経費を補助できる。
(以下省略)

第133条の2(情報通信網における不法複製物等の削除命令等)

① 文化体育観光部長官は、著作権その他本法により保護される権利を侵害する複製物または情報、技術的保護措置を無力化するプログラムまたは情報(以下「不法複製物等」という)が情報通信網を通じて伝送される場合に、委員会の審議を経て大統領令で定めることに従い、オンラインサービス提供者に次の各号の措置を取ることを命ずることができる。

1. 不法複製物等の複製伝送者に対する警告
2. 不法複製物等の削除または伝送中断

② 文化体育観光部長官は、第1項第1号による警告を3回以上受けた複製伝送者が不法複製物等を伝送した場合に、委員会の審議を経て、大統領令で定めることに従い、6ヵ月以内の期間を定めて当該複製伝送者のアカウント[オンラインサービス提供者が、利用者を識別・管理するために用いる利用権限アカウント(eメール専用アカウントは除外)をいい、当該オンラインサービス提供者が付与した他のアカウントを含む]を停止させることを、オンラインサービス提供者に命ずることができる。

③ 第2項による命令を受けたオンラインサービス提供者は、当該複製伝送者のアカウントを停止する7日前までに、大統領令で定めることに従い当該アカウントが停止されるという事実を当該複製伝送者に通知しなければならない。

④ 文化体育観光部長官はオンラインサービス提供者の情報通信網に開設された掲示板(「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」第2条第1項第9号の掲示板の中、商業的利益または利用便宜を提供する掲示板をいう。以下同じ)の中、第1項第2号による命令を3回以上受けた掲示板で、当該掲示板の形態、掲示される複製物の量や性格に照らしてみても、当該掲示板が著作権等の利用秩序を深刻に毀損すると判断される場合には、委員会の審議を経て、大統領令で定めることにより、6ヵ月以内の期間を設けて当該掲示板サービスの全部または一部を停止させることをオンラインサービス提供者に命ずることができる。

⑤ 第4項による命令をうけたオンラインサービス提供者は、当該掲示板のサービスを停止する10日前から、大統領令で定めることにより当該掲示板のサービスが停止されるという事実を、当該オンラインサービス提供者のインターネットホームページおよび当該掲示板に掲示しなければならない。

- ⑥ オンラインサービス提供者は、第1項による命令を受けた場合には命令をうけた日から5日以内に、第2項による命令を受けた場合には命令をうけた日から10日以内に、第4項による命令を受けた場合には命令をうけた日から15日以内に、その措置結果を大統領令で定めることにより文化体育観光部長官に通報しなければならない。
- ⑦ 文化体育観光部長官は第1項、第2項および第4項の命令の対象になるオンラインサービス提供者および第2項による命令と直接的な利害関係のある複製伝送者および第4項による掲示板の運営者に事前に意見提出の機会を与えなければならない。この場合、意見提出に関しては「行政手続法」第22条第4項から第6項までおよび第27条を準用する。
- ⑧ 文化体育観光部長官は第1項、第2項および第4項による業務を遂行するために必要な機構を設置・運営できる。

第133条の3(是正勧告等)

- ① 委員会はオンラインサービス提供者の情報通信網を調査し、不法複製物等が伝送された事実を発見した場合には、これを審議し、オンラインサービス提供者に対して次の各号に当該する是正措置を勧告できる。
1. 不法複製物等の複製伝送者に対する警告
 2. 不法複製物等の削除または伝送中断
 3. 反復的に不法複製物等を伝送した複製伝送者のアカウント停止
- ② オンラインサービス提供者は第1項第1号および第2号による勧告を受けた場合には勧告を受けた日から5日以内に、第1項第3号の勧告を受けた場合には勧告を受けた日から10日以内に、その措置結果を委員会に通報しなければならない。
- ③ オンラインサービス提供者が第1項による勧告に従わない場合に、委員会は文化体育観光部長官に第133条の2第1項および第2項による命令をすることを要請できる。
- ④ 第3項により文化体育観光部長官が第133条の2第1項および第2項による命令をする場合には、委員会の審議を要しない。

■韓国改正著作権法施行令(2009年7月22日公布・7月23日施行)**第72条の2(警告または削除等の命令の手續と方法)**

文化体育観光部長官は、法第133条の2第1項によりオンラインサービス提供者に不法複製物等の複製伝送者に対する警告または不法複製物等の削除・伝送中断を命ずるためには、文化体育観光部令で定める命令書を作成して、書面(電子文書を含む。以下同じ)により通知しなければならない。

第72条の3(アカウント停止命令の手續と方法)

①委員会が法第133条の2第2項により審議をする際には次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 当該複製伝送者の常習性
2. 当該複製伝送者が複製伝送した量
3. 掲示した不法複製物等の種類および市場代替可能性
4. 不法複製物等が著作物等の流通秩序に及ぼす影響

②文化体育観光部長官は、法第133条の2第2項により当該不法複製物等の複製伝送者のアカウントを停止することをオンラインサービス提供者に命ずるためには、次の各号の事項を記載した命令書を作成し、書面により通知しなければならない。

1. 複製伝送者のアカウント
2. 法第133条の2第1項第1号による警告を3回以上うけた事実
3. 法第133条の2第1項第1号による警告を3回以上うけた後に不法複製物等を伝送した事実
4. 停止期間

③法第133条の2第2項による複製伝送者のアカウント停止期間は次の各号による。

1. 第1回目に停止する場合は1ヵ月未満
2. 第2回目に停止する場合は1ヵ月以上3ヵ月未満
3. 第3回目に停止する場合は3ヵ月以上6ヵ月以内

④第2項の命令書をうけたオンラインサービス提供者は直ちに法第133条の2第3項により、第2項各号の事項を記載して書面により、当該複製伝送者に通知しなければならない。

第72条の4(掲示板サービス停止命令の手續と方法)

①委員会が法第133条の2第4項により審議をする際には次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 当該掲示板の営利性
2. 当該掲示板の開設趣旨
3. 当該掲示板の機能と使用方法
4. 当該掲示板の利用者数
5. 不法複製物等が占める割合
6. 掲示された不法複製物等の種類および市場代替可能性
7. 当該掲示板の不法複製物等の遮断への努力の程度
8. 不法複製物等の掲示または利用に便宜を提供する水準

②文化体育観光部長官は、法第133条の2第4項により当該掲示板のサービスを停止することをオンラインサービス提供者に命ずるためには、次の各号の事項を記載した命令書を作成し書面により通知しなければならない。

1. 停止の対象になる掲示板
2. 法第133条の2第1項第2号による命令を3回以上うけた事実
3. 違法行為の内容
4. 停止期間

③法第133条の2第4項による当該掲示板のサービスの停止期間は次の各号による。

1. 第1回目に停止する場合は1ヵ月未満
2. 第2回目に停止する場合は1ヵ月以上3ヵ月未満
3. 第3回目に停止する場合は3ヵ月以上6ヵ月以内

④法第133条の2第5項によりオンラインサービス提供者が掲示板停止の事実を掲示するときには、第2項各号の事項を記載し、当該掲示板利用者が容易にわかるようにしなければならない。